

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分

(ふりがな)

りっけんみんしゅとうひろしまけんだいいっくそうしぶ

1 政治団体の名称 立憲民主党広島県第1区総支部

2 主たる事務所の所在地 広島県広島市中区鞆町3-1

山縣ビル3階

3 代表者の氏名

(姓) (名)
平本 浩一

4 会計責任者の氏名

(姓) (名)
平本 浩一
瀧本 三夫

事務担当者の氏名

(姓) (名)
大井 赤亥

(電話) 090-1792-2593

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☒ 政党の支部 ☐ その他の政治団体
- ☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☒ 無
- 公職の種類
(現職・候補者の別)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 (姓) (名)
平本 浩一
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
- 公職の候補者の氏名 (2人目) (姓) (名)
- 公職の種類
(現職・候補者の別)
- 公職の候補者の氏名 (3人目) (姓) (名)
- 公職の種類
(現職・候補者の別)

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
5950		有・無	有・無

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 6 特例の適用期間

令和2年10月4日から
令和2年12月31日まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,374,932
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	5,374,932
支 出 総 額	5,374,932
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	2,374,932	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,374,932	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,374,932	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党本部	3, 000, 000	R6/10/21	東京都千代田区永田町1-11-1三宅坂ビル	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計		3, 000, 000			

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	平本浩一	2,374,932	R6/12/4	長野県長野市大字鶴賀上千歳町 1177-2-403	会社員	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附						
合 計		2,374,932				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	720,000	0	
(2) 光 熱 水 費	48,142	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	5,780	0	
(4) 事 務 所 費	790,707	0	
小 計	1,564,629	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	687,983	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	122,320	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	122,320	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	3,000,000	0 3,000,000	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	3,810,303	0 3,000,000	
合 計	5,374,932		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気代	33,453	R6/11/29	中国電力	広島県広島市中区小町4-33	
2	電気代	13,323	R6/11/29	中国電力	広島県広島市中区小町4-34	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		1,366				
合 計		48,142				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		5,780				
合 計		5,780				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	倉庫代	660,000	R6/10/10	有限会社 富士見不動産	広島市中区富士見町16-39	
2	通信費	47,077	R6/10/19	立憲民主党第3区総支部 広島市安佐北区落合南1-3-12	広島市安佐北区落合南1-3-12	
3	廃棄物処理代	11,000	R6/11/15	広島きれい株式会社	広島市安佐南区大町西3-15-61	
4	事務管理費	70,000	R6/12/4	棚田秀利税理士事務所	広島県広島市中区八丁堀12-番3号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		2,630				
合 計		790,707				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	宿泊代	56,500	R6/10/11	株式会社ホテル山城屋	広島市中区立町5-12	
2	宿泊代	141,600	R6/10/18	ワークピア広島	広島市南区金屋町1番17号	
3	高速道路代	48,720	R6/10/27	山根淳一	山口県下松市藤光町1-3-1	
4	駐車代	23,800	R6/10/27	山根淳一	山口県下松市藤光町1-3-2	
5	電車代	17,700	R6/10/27	岡村旭洋	広島県呉市広古新開7丁目28-16	
6	車両賃借料	20,000	R6/10/28	日本労働組合総連合会広島県連合会	広島市南区金屋町1-17	
7	宿泊代	151,200	R6/10/30	ホテルインターゲート広島	広島県広島市中区鉄砲町5番16	
8	宿泊代	121,200	R6/10/30	ホテルインターゲート広島	広島県広島市中区鉄砲町5番16	
9	宿泊代	41,800	R6/10/30	ホテルインターゲート広島	広島県広島市中区鉄砲町5番16	
10				ホテルインターゲート広島	東京都千代田区紀尾井町 東京カリーニングス紀尾井町系尾井77-16F	16F
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		39,397				
合 計		661,917				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会場使用代	20,691	26/10/28	ワークピア広島	広島市南区金屋町1番17号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		5,375				
合 計		26,066				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	ポスター・ビラの作成費等 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	宣伝広告費	122,320	R6/10/19	立憲民主党第3区総支部 広島県第3区総支部	広島市安佐北区落合南1-3-11	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		122,320				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄付	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄付	3,000,000	R6/10/17	平本浩一	長野県長野市大字鶴賀上千歳町1177-2-403	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		3,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年1月6日

政治団体の名称

立憲民主党広島県第1区総支部

会計責任者の氏名

平本 浩一 瀧本

代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

平本

政治資金監査報告書

令和7年1月4日

立憲民主党広島県第1区総支部

代表 平本浩一殿

登録政治資金監査人

登録番号

第4953号
相田 泰和

研修了年月日 令和7年11月6日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党広島県第1区総支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党広島県第1区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党広島県第1区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党広島県第1区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上